

令和7年千代田区議会第1回定例会議事速記録（第1540号）《未定稿》

◎日 時 令和7年3月27日（木）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（24人）

1番	西岡	めぐみ	議員
2番	大坂	隆洋	議員
3番	のざわ	哲夫	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	えごし	雄一	議員
6番	米田	かずや	議員
7番	牛尾	こうじろう	議員
8番	岩佐	りょう子	議員
9番	小野	なりこ	議員
10番	池田	とものり	議員
11番	はやお	恭一	議員
12番	春山	あすか	議員
14番	白川	司	議員
15番	永田	壮一	議員
16番	入山	たけひこ	議員
17番	田中	えりか	議員
18番	岩田	かずひと	議員
19番	小林	たかや	議員
20番	林	則行	議員
21番	ふかみ	貴子	議員
22番	桜井	ただし	議員
23番	秋谷	こうき	議員
24番	おのでら	亮	議員
25番	富山	あゆみ	議員

◎欠席議員

なし

◎出席説明員

区 長	樋 口 高 顕 君
副 区 長	坂 田 融 朗 君
副 区 長	小 林 聡 史 君
保 健 福 祉 部 長	清 水 章 君
地 域 保 健 担 当 部 長	高 木 明 子 君
千 代 田 保 健 所 長	
地 域 振 興 部 長	印 出 井 一 美 君
文 化 ス ポ ー ツ 担 当 部 長	佐 藤 尚 久 君
環 境 ま ち づ くり 部 長	藤 本 誠 君
ゼ ロ カ ー ボ ン 推 進 技 監	川 又 孝 太 郎 君
ま ち づ くり 担 当 部 長	加 島 津 世 志 君
デ ジ タ ル 担 当 部 長	夏 目 久 義 君
財 産 管 理 担 当 部 長	
行 政 管 理 担 当 部 長	中 田 治 子 君
会 計 管 理 者	大 矢 栄 一 君
総 務 課 長	佐 藤 久 恵 君
企 画 課 長	御 郷 誠 君
財 政 課 長	中 根 昌 宏 君

(教育委員会)

教 育 長	堀 米 孝 尚 君
子 ども 部 長	小 川 賢 太 郎 君
教 育 担 当 部 長	大 森 幹 夫 君

(選挙管理委員会事務局)

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	河 合 芳 則 君
-----------------------	-----------

(監査委員事務局)

監 査 委 員 事 務 局 長	恩 田 浩 行 君
-----------------	-----------

◎区議会事務局職員

事 務 局 長	石 綿 賢 一 郎 君
事 務 局 次 長	(事務局長事務取扱)
議 事 担 当 係 長	新 井 秀 樹 君
議 事 担 当 係 長	河 原 田 元 江 君
議 事 担 当 係 長	彦 坂 悠 介 君
議 事 担 当 係 長	細 倉 岳 君

午後1時00分 開議

○議長（秋谷こうき議員） ただいまから令和7年第1回千代田区議会定例会継続会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

日程第1及び第2を一括して議題にします。

議案第25号 千代田区行政監察員の選任の同意について

議案第26号 千代田区行政監察員の選任の同意について

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から、提案理由の説明をお願いします。

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 議案第25号及び第26号、千代田区行政監察員の選任の同意について、一括してご説明いたします。

新年度における本区行政監察員につきましては、大田裕章氏、山田瞳氏、両弁護士を引き続き選任いたしたく、千代田区職員等公益通報条例第7条第2項の規定に基づき、区議会の同意を頂くため、提案するものであります。

以上、2議案につきまして、何とぞご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま説明のありました議案第25号、千代田区行政監察員の選任の同意について、議案第26号、千代田区行政監察員の選任の同意についての2議案は、いずれも樋口区長の提案理由説明どおり、満場一致決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第3から第9を一括して議題にします。

議案第8号 千代田区職員等公益通報条例等の一部を改正する条例

議案第9号 千代田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号 千代田区手数料条例の一部を改正する条例

議案第24号 財産（建物）の取得について

（企画総務委員会審査報告）

○議長（秋谷こうき議員） 小林たかや企画総務委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いいたします。

〔小林たかや議員登壇〕

○19番（小林たかや議員） 企画総務委員会に審査を付託されました7議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第8号、千代田区職員等公益通報条例等の一部を改正する条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、拘束刑が創設されることに伴い、関連する条例の規定を整備し、本年6月1日から施行します。

質疑の中で、今回の条例改正は、刑法の刑罰が懲役及び禁錮が拘禁刑になる規定整備であることが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第8号は、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号、千代田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例は、高度の専門的な知識経験または優れた見識を有する者を活用するため、特定任期付職員の採用及び給与の特例に関する規定を定めるほか、規定を整備し、本年4月1日から施行します。

質疑の中で、号級別基準職務表は、特別区人事委員会にて基準表のようなものを整備する予定であり、採用の実績が上がる中で経験が積み重なっていくと考えていること。採用に当たっては、特別区人事委員会の承認が必要であり、どの基準に該当するか協議しながら進めていくことになること。現時点で区の採用予定はなく、まず制度を構築し、需要が発生した際、早く対応できるよう条例を改正すること。想定する職種は、法務、会計、デジタル等であり、高度の専門的な知識経験または優れた見識を有する者を採用募集した際、民間給与との差があるため人材の確保が難しいと特別区長会で議論があり、今回の制度改正に至ったこと、等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第9号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、「育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴い、超過勤務を制限する職員の対象範囲を拡大し、「子の看護等休暇」と休暇の名称を改めるとともに、介護両立支援制度の請求等に関する規定を定めるほか、規定を整備するもので、超過勤務の制限に関する改正の一部については公布の日から、その他の改正につきましては本年4月1日から施行します。

質疑の中で、今回の法改正に伴う勤務環境の整備であるが、人材確保や職員のモチベーションにつながると考えており、職員が利用できるよう周知を図っていくこと。利用する職員だけでなく、管理監督する係長や管理職を対象に、研修などを通じ、職場で制度を使いやすい雰囲気が醸成されるよう運用していきたいと考えていること、等が明らかとなりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第10号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、高齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員については、住居手

当及び特地勤務手当の支給対象者とするよう改めるもので、本年4月1日から施行します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第11号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例は、雇用保険法の一部改正に伴い、就業促進手当に相当する額の失業者の退職手当の支給に関する規定を定めるとともに、地域延長給付に相当する額の失業者の退職手当に係る暫定措置の期間を延長するもので、本年4月1日から施行します。

質疑の中で、地域延長給付の適用になる例として、一、二年目で退職した後に地方に転居するなどし、その転居先が就職活動の条件がよくない場所であると今回の特例給付の対象になり得ることが明らかとなりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第12号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例は、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の施行に伴い、同法律に規定する者を戸籍事項の証明に係る事務手数料の免除対象者に追加するとともに、「建築基準法」「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」及び「都市の低炭素化の促進に関する法律」の一部改正に伴い、関連する事務の手数料を改定するほか、規定を整備するもので、戸籍事項の証明に関する改正は公布の日から、その他の改正は本年4月1日から施行します。

質疑の中で、今回の法改正で認定の申請等に伴う事務が生じる場合、各自治体の条例で手数料を定めることとなっており、その規定にのっとって今回新たに手数料を定めたり改正したりすること。建築関係の手数料の改正については、複雑な制度改正であり、大手企業では既に法改正の内容の周知に取り組んでいるところであるが、多くの企業がいる中で全て周知できるとは限らないため、区への問合せがあった際は丁寧に伝わるよう説明していく、等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第13号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号、財産（建物）の取得については、老朽化し耐震性に問題のある旧区立外神田住宅の解体に向けて、当該住宅の1階及び2階の区分所有部分を取得するもので、取得対象となる区分所有物件は1件、取得価格は5,189万5,000円です。

質疑の中で、今回の議決として最後の区分所有者で、前回議決した区分所有者も含め引き続き交渉しているところであり、丁寧に協議の上、売買契約に進みたいと考えていること、等が明らかとなりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第24号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託された7議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま報告のありました議案第8号、千代田区職員等公益通報条例等の一部を改正する条例、

議案第9号、千代田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第11号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第12号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第13号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例、議案第24号、財産（建物）の取得についての7議案は、いずれも小林たかや企画総務委員長の審査報告どおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第10から第18を一括して議題にします。



議案第14号 千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例

議案第15号 千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第16号 千代田区次世代育成に係る手当に関する条例を廃止する条例

議案第17号 千代田区中高生世代応援手当条例

議案第18号 千代田区こども医療費助成条例及び千代田区高校生等医療費助成条例の一部を改正する条例

議案第19号 千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第21号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第22号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第23号 千代田区立少年自然の家条例の一部を改正する条例

（文教福祉委員会審査付託）

○議長（秋谷こうき議員） 西岡めぐみ文教福祉委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

〔西岡めぐみ議員登壇〕

○1番（西岡めぐみ議員） 文教福祉委員会に審査を付託されました9議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第14号、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例は、内閣府令「特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者による連携施設の確保に関する規定を改め、経過措置を延長するほか、所要の改正を行うものです。

本年4月1日から施行します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第14号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例は、厚生労働省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等による連携施設の確保に関する規定を改め、経過措置を延長するとともに、「栄養士法」の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等の食事の提供の特例に関する規定を改めるほか、所要の改正を行うものです。

本年4月1日から施行します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第15号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号、千代田区次世代育成に係る手当に関する条例を廃止する条例は、児童手当制度並びに都及び区が提供する妊娠・出産の総合的なサービスの拡充に伴い、条例を廃止するとともに、関連する条例の規定を整備するものです。

本年4月1日から施行します。

質疑の中で、誕生準備手当については、出産・子育て応援事業の拡充や、さらなる出産時の補助制度が検討されており、これらを総合的に勘案して廃止すること。また、本年の3月31日現在で妊娠20週を迎えた方までが対象となり、廃止に当たっては窓口を含む様々な広報媒体で周知を図ること、などが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第16号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号、千代田区中高生世代応援手当条例は、中高生世代の子育てにかかる経済的負担を軽減し、安心して生活できるよう支援することを目的とした中高生世代応援手当を支給するため、条例を制定するとともに、関連する条例の規定を整備するものです。

本年4月1日から施行します。

質疑の中で、本手当の金額は様々な調査結果を参考に、小学生と中高生の子育て経費を比較し、教育費相当である1万5,000円となったこと。家庭の事情に応じて使用できる現金の支給が手当としては相応であると判断されたこと。本手当は雑所得であり課税対象となることから、税処理関係について丁寧な周知を図ること。また、生活保護の制度においては収入認定されることから、対象世帯等には寄り添った対応をしていくこと。東京都における018サポート事業のように、子に対する課税とすることについては、情報の共有等を図りながら十分に研究されること。事業の効果検証は大変重要であり、今後、確認、研究されること、などが明らかになりました。

質疑を終了し、討論に入り、中高生を持つ家庭への経済的支援は必要であるが、非課税世帯がこの収入を受け取るとどうなるのか等について、議案提案時に検討が不十分であったことは残念に思われる。しかしながら、今後そのような世帯への相談対応、支援について様々検討していくことも確認できたため、本議案に賛成する。

次に、議案提案時の説明資料、関係部署等への事前確認が不十分であったこと等は指摘せざるを得ない。子どもへの直接給付の検討、課税対象となる世帯への丁寧な相談等の対応、現金給付だけでなく、中高生の居場所づくりの検討を十分に進めることを申し入れ、本議案に賛成するとの意見がありました。

討論を終了し、採決を行った結果、議案第17号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号、千代田区子ども医療費助成条例及び千代田区高校生等医療費助成条例の一部を改正する条例は、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子ども医療費助成及び高校生等医療費助成の対象となる費用の範囲を拡大するほか、規定を整備するものです。

本年4月1日から施行します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第18号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例は、国民健康保険事業を安定的に運営するため、保険料率、賦課割合及び賦課限度額を改定するとともに、新型コロナウイルス感染症に起因する保険料減免措置を廃止するほか、規定を整備するものです。

保険料の算定の特例に関する規定整備については公布の日から、そのほかの改正については本年4月1日から施行します。

質疑の中で、令和7年度の事業納付金額に不足が生じることが想定されているため、一般会計からの繰入れ、いわゆる法定外繰入れを行う予定としていること。安定的な国民健康保険事業の運営のために、低所得者の救済や子育て世帯への支援につき、特別区長会等を通じて国や都に対して強く要望すること。子どもの均等割に対する独自の補助、助成については、国からは好ましくないという見解が示されていること、などが明らかになりました。

質疑を終了し、討論に入り、反対の立場から、本改正により1人当たりの保険料が1万円以上引き上がることになり、物価高騰が続く中で暮らしが大変な状況にある国保世帯に深刻な影響を与えかねず、国保世帯の暮らしを守る観点から本議案に反対する。

次に、賛成の立場から、本改正による保険料率の改正は、将来的に都内の国民健康保険料の完全統一を目指すこととされた東京都国民健康保険運営方針に基づくものであり、今後の適切な国民健康保険事業の運営のために必要な条例改正であるため、本議案に賛成するとの意見がありました。

討論を終了し、採決を行った結果、議案第19号は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、「育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴い、超過勤務を制限する職員の対象範囲を拡大し、休暇の名称を改めるとともに、介護両立支援制度の請求等に関する規定を定めるほか、規定を整備するものです。

超過勤務の制限に関する改正の一部については公布の日から、そのほかの改正については本年4月1日から施行します。

質疑の中で、子の看護休暇について追加された子の行事参加は、入学式や卒業式等、一般的に式典とされる行事が対象となること。また、12歳に達する日以降の最初の3月31日までの子を養育する職員が対象となること、などが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第21号は、賛成全員で可決すべ

きものと決定いたしました。

次に、議案第22号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、高齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について住居手当の支給対象者とするよう改めるものです。

本年4月1日から施行します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第22号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号、千代田区立少年自然の家条例の一部を改正する条例は、施設の一部用途廃止に向けて使用料の対象範囲を改めるものです。

本年4月1日から施行します。

質疑の中で、令和7年4月1日からI期施設部分は教育財産から外れ、普通財産化し、政策経営部の管理の下、全庁的に活用が検討されること、などが明らかになりました。

質疑を終了し、討論に入り、軽井沢少年自然の家は、令和2年の予算・決算特別委員会で売却をせず千代田区の子どもたちのためになる施設とすることを確認しており、コストは大変だが教育をコストで考えるべきではない。しかしながら、今後、政策経営部においてしっかりと議論がなされること。子どもたちが利用できる施設となる可能性もあるということが確認されたため、本議案に賛成する。次に、軽井沢少年自然の家を引き続き活用していくことを求める決議を全会一致で可決して以降、様々な会議等で本施設の利活用の方針や必要な機能等が整理され、教育施設としては先に進まないという結論が出されたことは受け止めざるを得ないが、区の財産として売却しないこと。全庁的に利活用を検討することが確認されたため、本議案に賛成するとの意見がありました。

討論を終了し、採決を行った結果、議案第23号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました9議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま報告のありました9議案のうち、議案第14号、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例、議案第15号、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第16号、千代田区次世代育成に係る手当に関する条例を廃止する条例、議案第17号、千代田区中高生世代応援手当条例、議案第18号、千代田区こども医療費助成条例及び千代田区高校生等医療費助成条例の一部を改正する条例、議案第21号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第22号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第23号、千代田区立少年自然の家条例の一部を改正する条例の8議案は、いずれも西岡めぐみ文教福祉委員長の審査報告どおり決定し、議案第19号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例は、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

議案第19号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議案第19号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

日程第19を議題にします。



議案第20号 千代田区道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例

（環境まちづくり委員会審査報告）

○議長（秋谷こうき議員） 林則行環境まちづくり委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

〔林則行議員登壇〕

○20番（林則行議員） 環境まちづくり委員会に審査を付託されました議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第20号、千代田区道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例は、道路占用料等の算定基礎となる固定資産税の評価替えに伴い、道路占用料、公共溝渠使用料及び公園使用料を改定するほか、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」の一部改正に伴い、都市公園条例の関連する規定を整備するものです。

都市公園条例の規定整備については本年6月1日から、その他の改正については本年4月1日から施行します。

質疑の中で、令和7年度道路占用料歳入見込額72億9,400万円のうち、インフラに係るものが67億6,800万円余で大半を占めていること。電線類地中化に関わる管路は、電力会社等が独自に埋設している場合には9分の1、電線共同溝の場合は10分の8の減免措置を講じているため、電線類地中化が進んだ場合、道路占用料の歳入額は減額していく見込みであること。令和5年度道路占用料決算額63億4,300万円余のうち、看板類に係るものが6,130万円余であること。看板類は、道路と私有地の境界線から出ていけば上空であっても占用料の対象となり、その料率は階高に関係なく一律であること。看板類に係る道路占用料の算出単価は毎年上昇しているが、減免単価として長らく5,760円に抑えるとともに、占用面積についても減免の措置を取ることによって2段階で負担軽減していること、などが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第20号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま報告のありました議案第20号、千代田区道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例は、林則行環境まちづくり委員長の審査報告どおり決定したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第20から第23を一括して議題にします。

議案第4号 令和7年度千代田区一般会計予算

議案第5号 令和7年度千代田区国民健康保険事業会計予算

議案第6号 令和7年度千代田区介護保険特別会計予算

議案第7号 令和7年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算

（予算特別委員会審査報告）

○議長（秋谷こうき議員） 岩佐りょう子予算特別委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

〔岩佐りょう子議員登壇〕

○8番（岩佐りょう子議員） 全議員で構成する予算特別委員会に審査を付託された議案のうち、令和7年度各会計当初予算の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第4号、令和7年度千代田区一般会計予算、議案第5号、令和7年度千代田区国民健康保険事業会計予算、議案第6号、令和7年度千代田区介護保険特別会計予算、議案第7号、令和7年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算の4議案の審査に当たっては、常任委員会の所管別に3つの分科会を設置してそれぞれ詳細な調査を行いました。その分科会の調査報告を踏まえた総括質疑において多数の事項について質疑が行われました。

質疑を終了し、意見発表を行ったところ、まず、反対の立場から、次のような意見がありました。

本予算では、給付制奨学金の創設や学用品の無償化、高齢者の住宅支援策など、子育て世代や区民の声に応える施策が盛り込まれた。中でも、子どもの入院給食費の無償化は、私たちも条例提案を行って求めてきたものであり、無償化に踏み出すことは大いに評価する。また、スケボー場の設置や旧九段中の遊び場開放も子どもたちや子育て世代の願いに応えるものである。引き続き遊び場の拡充を求める。

しかし、予算全体を見ると、非課税世帯や生活保護世帯、国民年金のみ世帯など、いわゆる生活が大変な世帯に目を向けておらず、格差と貧困を広げる予算と言わざるを得ない。区長が目玉政策として打ち出した中高生応援手当は、生活保護世帯が受け取ると収入認定され受け取れない。非課税世帯が受け取ると課税世帯になる可能性があることを議会から指摘され調査することは、生活が苦しい世帯に目を向けていないことを象徴している。生活保護世帯への見舞金の創設や、国保料の均等割額の軽減など、生活が大変な世帯に目を向け支援する施策を講じることを強く求

める。

さらに、土地の価格上昇に伴う家賃高騰の中、住み続けたいという願いに応えるのが区政の役割である。区営住宅は、九段住宅の住戸数を事実上減らす一方で、家賃補助拡充にも応えないなど、生活困窮者の住まいを支援する姿勢はない。借上げ型を含め、公営住宅の増設とともに、家賃高騰を抑制する対策を検討するべきである。まちづくりにおいても、改めて住民への十分な説明と住民同士が十分に納得できる対話の場を区として十分に位置づけることを求める。

以上の理由から、2025年度各会計予算案に反対する。

次の意見として、今回の予算議会は、千代田区が官製談合事件の全容に向き合い、事実を把握し、職員が安心して働ける職場、区民が安心して行政と話し合える環境、法に基づき真実に向き合い、区民のための区政を立て直すことができるかを問われていた。逮捕から1年、事実解明に歩みを進めない中で、一人の区議が刑事確定記録を閲覧し、その内容を議会に報告し共有しようとしたのは、報告書にあった副区长が関与したと認め得る事実は確認できなかったとする結論が事実と反していたとの立証である。通常であれば千代田区は東京地検に確認に行くべきところ、全く興味も示さないということは、実は十分に知った上で隠蔽していたと言われても仕方のない状況であるということに強い失望を感じた。専門家会議や元副区长のヒアリングもしていながら、異なる報告書を区民に発表したとなれば大いに問題である。官製談合は区民のための公正な入札を妨害したという重い罪である。事実を確認しようとしてもしない樋口区政の問題は根が深過ぎると思う。

千代田区がミッドタウン日比谷エリマネに255億円相当の広場を無償で貸し付け、これに対する元区議の血の出るような努力で訴訟を貫き、区民の財産を区民のものとして担保し、余剰金を区民のものとして確認した覚書に区長の判こを押しておきながら何の反省の弁もない副区长の姿勢に権力の横暴を感じた。しかし、区政は立ち止まることができないので、修正するべきことは修正し、区民にとってよりよいことを一つでも進めることを要望し、本予算に反対する。

次の意見として、官製談合事件をやってしまったことは仕方がないという気はさらさらでないが、不正な犯罪を犯してしまったこともさることながら、その後の対応がすこぶる悪い。千代田区は組織のうみを出し切るチャンスであったのにそれをみすみす逃してしまった。公的な書類に元副区长の関与が明記されているのに、それすらも認めようとしめない千代田区には、組織ぐるみの犯罪を犯していた疑念が晴れない。さらに、公民権停止中の元区議に投票所入場整理券を一度ならず二度までも半年間にもわたって送付していたことについても、部長は職員を注意するにとどまり、区長は自ら責任を取るどころか何の発言もせずだんまり状態で、部長も区長も何の責任も取ろうとしない。挙げ句の果てに、それらを追求する議員に対し質問権を制約し、行政に不都合な質問を封じようとする区長からの書面交付という暴挙。これらは断じて許すことができないし、この風土は根本から変えなければならない。よって、当該書面6千政総務発第886号の撤回と謝罪を強く要求し、本予算案に反対するとの意見がありました。

一方、賛成の立場からは、次のような意見がありました。

令和7年度予算は、千代田区が「未来を拓き、区民生活の安心と幸せにつなげる予算」として

子ども・子育て支援施策、高齢者施策、持続的に発展するまちづくり、デジタル技術の活用の4つのテーマを掲げ、過去最大の予算額で編成された。

評価できる具体的な事業としては、出産・子育て支援、中高生世代応援手当、給付型奨学金、いじめ、不登校防止プロジェクト、認知症支援サービス、高齢者等住まい・生活支援、サポート事業、産業コミュニティ形成支援事業、DX、GXの取組、外濠の水質改善対策、食品ロス削減の推進、防災対策の推進などがある。今後、予算の執行においては、よりよい区民生活のため、区民の声を聞きながら、希望を持って千代田区に住み続けられるよう一つ一つの事業に取り組むことを強く要望し、令和7年度千代田区各会計予算案に賛成する。

次の意見として、今回の委員会については混乱がひどく、限られた議員が長時間にわたり質問をし、持論を延々と繰り返し述べるような形式の質問が散見され、閉口した。首都の中核になる区の議会として真っ当と言えるかは甚だ疑問に感じている。議員は質問の論点を絞り、区民にも分かりやすいよう簡潔に訴えようとする義務があると考えます。それを無視するようでは議員としての資質に欠けると言われても仕方がない。私は、昨年、職員も議員も子育てや介護など、それぞれの事情を抱えており、議員はそれを考慮すべきである。そして議会が夜遅くなることを避けるためにもできるだけ協力するべきだと確認し、ご協力をお願いした。当初は協力していただき感謝申し上げたが、ところが、そこから大して時間がたっていないにもかかわらず元に戻り、今回は裏切られた気持ちで落胆している。私はこの議会の現実を区民に知っていただくために、今後はしっかり発信していくつもりである。

なお、今回の特別委員会においては、懸案である神田警察通りの整備工事の推進について前向きな答弁を頂けた点を高く評価する。それを踏まえて提出議案に賛成する。

次の意見として、一般会計当初予算では、「未来を拓き、区民生活の安心と幸せにつなげる」重点施策として、子ども・子育て支援施策、高齢者施策、持続的に発展するまちづくり、デジタル技術の活用、組織改革の推進の5つが挙げられた。特に地域コミュニティの活性化は、町会の事情が異なる点に注目した細やかな取組が予定されており、課題の把握と支援策が各地域、各町会に寄り添ったオーダーメイド型支援プログラムになると期待できる。

また、子ども・子育て世代に関する支援策は、出産、育児、学びの選択まで、必要な支援策が新規、拡充ともに積極的な課題解決の施策が盛り込まれた。中でも点在する遊び場の情報を今後は全庁で共有しながら計画に生かすとのことだった。中高生への経済的支援は、子育て世代の経済的負担が物価高騰でますます大きくなる中、これまで支援が薄かった中高生世代に焦点を当て、月額1万5,000円を支給するという画期的である。しっかりと効果検証を行ってほしい。

他方、こうした積極的な支援策に関する質疑では、施策の立案過程で事前の確認不足が明らかになった。施策化への準備がタイトなこともあるかもしれないが、新規予算案についてはしっかりと各種確認を行うことを改めてお願いします。

最後に、第4次基本構想が掲げる将来像の実現には組織改革の推進が肝要である。区長をはじめ、特別職、管理職のリーダーシップで組織変革を本気で推進することに期待を込めて、本予算に賛成する。

次の意見として、令和7年度予算は総額894億4,507万円と過去最大規模となっており、区政の重要課題に対する取組、特に子ども・子育て支援施策、高齢者施策、文化スポーツ芸術・地域振興・地域コミュニティの推進、デジタル技術の活用といった施策を軸とした充実した予算編成は、区民の暮らしを支える重要な取組であると考え、賛意を表明する。

一方、過去最大の規模の予算を計上するに当たり、引き続き物価高騰の影響や国民負担の増加が区民生活に深刻な影響を及ぼしている現状を踏まえ、年齢制限、所得制限のない全区民に対する一律の支援策の拡充、中小企業や商店街への支援策の強化により、地域経済の活性化と区民生活の安定を図るなど、千代田区が住み続けたいまちとしての魅力を維持するためにも、国の対応を待たずとも本区として主体的に取り組んでいただき、過去最高となる増収分を納税者に還元すべく、今後の予算執行において、税金を使う側ではなく納める側の立場に立った全区民応援支援策の充実を強く求める。千代田区が掲げる「伝統と未来が調和し、躍進するまち」の実現に向け、これらの施策が区民一人一人の安心と豊かさにつながることを期待し、令和7年度予算案に賛成する。

次の意見として、令和7年度予算にはまちづくり支援ステーションの構築や地域のスマート化、デジタル化の一層の推進、子どもカルテの作成、公立、私立にかかわらず子どもたちの声を聞く仕組みをつくること、高齢者の新たな地域の居場所づくり、次世代型ソーラーセル等の活用検討開始といった環境政策への推進等、区民生活の安心と幸せにつながる事業への取組を高く評価する。

総括質疑では、縦割りの個別事業に取り組むだけでなく、区民の声を聞き、地域課題の解決に部署横断的に取り組んでいくことも確認した。しかしながら、改善を求める事項についても明らかになった。潤沢な資産を保有する外国籍や、税負担が免除されている住民にも給付金が支出されていることが明らかになり、給付事業にかかる事務手数料のコスト削減にも課題が残る。区民にとって予算の公平性、公明性が担保されていることを明らかにすることが必要であり、DXのさらなる推進により、税の流れの可視化、行財政の可視化を求めることが不可欠である。ここ数年100億円近くの執行残額が続いている。3年で行政サービス100%のオンライン化を達成し、職員の業務軽減と区民生活の利便性向上、財政の無駄の削減を実現するためにも、執行残額をDX推進の予算とすることなども考えてよいと思う。職員が事業遂行を努力されていることを十分理解した上で、区民の豊かさにつながるc i t e z e n - c e n t r i cな行政を目指し、基礎自治体である本区から都や国への提言を積極的に行うボトムアップ型の体制づくりを求め、今回の予算案に賛成する。

次の意見として、「未来を拓き、区民生活の安心と幸せにつなげる予算」として編成された令和7年度予算案は、3つの特別会計を含め予算総額894億4,507万円となり、過去最大の予算となった。

公園・児童遊園の整備では、飯田橋子ども広場についての詳細な調査が行われない中で、機能特化型の施設整備を行うことが明らかになった。限られた区有地の有効活用が求められる中で、精緻な需要調査と検討の積み上げが必要と考えるが、残念ながらこの件に限らずそれらが欠けて

いるケースが本予算策定の過程においては散見される。今後、予算の執行に当たっては、正確な区民ニーズの把握に努めるとともに、その結果を踏まえ一旦立ち止まる勇気も必要であることを指摘する。

また、箱根千代田荘と軽井沢少年自然の家については、令和7年度解体設計の予算が計上されている。一旦更地にした後、様々な手法で今後の利活用を検討していくことになるが、これまでの決議や議会での議論を踏まえ、一日でも早く区民のために活用されることを期待する。

執行機関には、予算執行を速やかに進めるためにも、今後は区民代表である議会へのさらなる丁寧な説明、報告をすることを求め、本予算案に賛成するとの意見がありました。

意見発表を終了し、議案第4号から第7号の各会計当初予算4議案についてそれぞれ採決を行った結果、いずれも賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当予算特別委員会に審査を付託された令和7年度各会計当初予算4議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま報告のありました議案第4号、令和7年度千代田区一般会計予算、議案第5号、令和7年度千代田区国民健康保険事業会計予算、議案第6号、令和7年度千代田区介護保険特別会計予算、議案第7号、令和7年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算の4議案は、いずれも投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

初めに、議案第4号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議案第4号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第5号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議案第5号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第6号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議案第6号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第7号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議案第7号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

日程第24を議題にします。



議員提出議案第1号 東京23区内に火葬施設を設置することを求める意見書

○議長（秋谷こうき議員） 提出者を代表して白川司議員から、提案理由の説明をお願いします。

〔白川 司議員登壇〕

○14番（白川 司議員） 議員提出議案第1号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

提案理由につきましては、案文の朗読をもって代えさせていただきます。

東京23区内に火葬施設を設置することを求める意見書

東京23区における火葬施設の不足は、少子高齢化や人口動態の変化に伴い、ますます顕在化している状況です。火葬料金は急騰しており、23区では9万円と突出して高額で、全国88都市の平均である約1万円と大きな乖離があります。

現在、23区の公営火葬場は2カ所しかなく、そのうち大田区の臨海斎場は港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区の5区が共同設置したもので、基本的にそれらの区民が優先されます。

民間の火葬場は、7カ所のうち6カ所が同一企業の運営のため、この運営会社が最近、外国系資本に買収されて以降、物価高騰の影響も重なって火葬料金や休憩室料金が大幅に引き上げられ、他地域と比較しても非常に高額な利用料が課されています。その上、順番待ちが長く希望通りに葬儀ができない状況が続いています。

火葬場は公共性の高い施設であり、その利用料金の高騰は多くの区民にとって深刻な影響を及ぼしています。単独自治体では対応が困難なため、東京都へ早急に公営火葬場の設置を進め、料金の高騰抑制と混雑緩和のための対策を求めるものです。

つきましては、東京都に対し、以下の3点を強く要望いたします。

- 1 近隣区と協力・連携して運用できる、都心臨海部の所有地を活用した広域的に利用できる新たな火葬施設を設置し、住民の利便性と負担軽減を図ること。
- 2 環境負荷に配慮した施設設計を行い、地域社会と調和する形での施設運営を目指すこと。
- 3 単独の自治体では火葬場の設置は困難なため、近隣自治体との協力体制を整備し、23区

同一料金での利用を可能にすること。

区民の福祉と利便性の向上を図るため、東京都が迅速かつ具体的に対応を進めていただくよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

千代田区議会議長名

東京都知事 あて

提出するものです。満場一致ご議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま説明のありました議員提出議案第1号、東京23区内に火葬施設を設置することを求める意見書は、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

議員提出議案第1号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議員提出議案第1号は、賛成多数により可決されました。

次に、企画総務委員長、文教福祉委員長、環境まちづくり委員長、議会運営委員長、デジタルトランスフォーメーション特別委員長、公共施設調査・整備特別委員長、文化継承・コミュニティ活性化特別委員長、契約にかかる不正行為等再発防止特別委員長から、委員会において調査中の事件につき、会議規則第71条の規定に基づき、お手元に配付の特定事件継続調査事項表のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件は申出のとおり、いずれも閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

樋口区長から閉会の挨拶をお願いします。

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 令和7年第1回区議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今回の区議会定例会におきましてご提案いたしました諸議案は、令和6年度千代田区一般会計

補正予算第3号、第4号並びに令和7年度各会計予算をはじめ、条例の改正、人事案件などのご
ございました。慎重なるご審議の上、原案どおりご議決、ご同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

特に主要案件でありました予算関係議案の審議に当たりましては、全議員をもって構成されま
した予算特別委員会が設置され、さらに分科会方式によりまして、長時間にわたりご審議を賜り
ました。岩佐りょう子委員長、小林たかや副委員長、西岡めぐみ副委員長、林則行副委員長にお
かれましては、そのご労苦に心より感謝を申し上げます。

補正後の今年度予算並びに新年度予算の執行に当たりましては、ご指摘を十分に踏まえますと
ともに、より効率的、効果的な行財政運営に徹し、区議会とも十分連携を図り、さらなる区民福
祉の向上に全力を傾注してまいり所存でございます。区議会の皆様におかれましても、何とぞご
理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、令和7年第1回区議会定例会閉会のご挨拶といたします。誠にありがとう
ございました。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で、本年第1回定例会を閉会します。

散会します。

午後1時54分 散会